

# 公益法人の会計に関する研究会 (第2回)

## 議 事 次 第

日 時：平成25年9月19日(木) 10:00~12:00  
場 所：公益認定等委員会事務局 第1会議室

1. 公益認定等委員会委員からの意見
2. 公益法人会計基準適用についてのアンケート結果
3. 検討課題について

### 【資料一覧】

- 〈資料 1-1〉 (公益法人の会計に関する研究会) 検討課題の提案
- 〈資料 1-2〉 平成20年会計基準の設定経緯
- 〈資料 2〉 公益法人会計基準適用についてのアンケート結果 (案)
- 〈資料 3-1〉 検討課題一覧 (案)
- 〈資料 3-2〉 「公益法人の会計に関する研究会」でご検討いただきたい諸課題について  
(公益財団法人公益法人協会)
- 〈資料 3-3〉 日本公認会計士協会の要望事項について  
(公益財団法人公益法人協会)
- 〈資料 3-4〉 公益法人会計検討のための体制の整備について (要望)  
(日本公認会計士協会)

## (公益法人の会計に関する研究会) 検討課題の提案

平成25年9月19日

### ○小規模法人の負担軽減のために

- ・ どのような部分が負担になっているのか
- ・ 負担軽減策と情報開示との比較検討の必要性
- ・ どのような方法で負担軽減するのか
- ・ 負担軽減すべき対象の小規模法人の定義
- ・ 普及啓発の必要性（新規法人対応も含む）

### ○収支相償の諸問題

- ・ 黒字の考え方の整理
  - 翌事業年度での事業拡大
  - 当年度の公益目的保有財産の取得
- ・ 個別の事情
  - 借入金の返済に充当
  - 債務超過法人
    - ◇ どの範囲まで認めるのか
- ・ 法人会計の黒字
  - 黒字の範囲をどこまで認めるのか
  - 公益目的事業の赤字と法人会計の黒字のバランスをどう見るのか

### ○支払利息の会計処理

- ・ 事業費とできる範囲はどこまでか
- ・ 配賦と直課（配賦する場合は、どのような基準を採用すべきか）

### ○指定正味財産の考え方

- ・ 指定の範囲
  - 収支相償との関係
  - 遊休財産規制(6号財産)との関係

### ○経理的基礎の考え方

- ・ 債務超過法人
- ・ 林業公社会計基準等（減損会計の適用など）

## 平成20年会計基準策定時の経緯

25.9.11

### I. 前提～昭和60年基準と平成16年基準～

昭和60年基準策定以降の公益法人をめぐる社会的及び経済的環境の変化、一部公益法人による不祥事等を踏まえ、法人の事業活動の透明化・情報開示の要請

→「行政改革大綱」(平成12年12月1日閣議決定)において、会計基準の改善策の検討を位置づけ((別紙1)【参考1】参照)

→ディスクロージャーの充実を図る方向で、全面的な改正((別紙1)【参考3】参照)

### II. 平成20年会計基準策定の経緯

#### 1. 平成16年基準からの変更の必要性～「新たな公益法人等の会計処理に関する研究会」の開催(平成18. 10～平成19. 3)

公益三法が平成18年6月に公布されたことを受け、施行に向けて新たに創設される公益認定制度における会計に関する事項及び現行の公益法人が新たな制度の法人に移行するに当たっての会計処理等について、現行の公益法人会計基準も踏まえつつ、専門的観点からの検討を行うことを目的として、内閣官房行政改革推進室長主催の下で研究会が開催された(庶務は内閣官房行政改革推進室)。

→検討結果取りまとめ(平成19年3月29日)において

そのような会計基準をどのように策定するかについては、平成16年基準の基本的枠組みを維持しつつ、公益認定制度に対応した表示基準に修正することが適当である旨の記載((別紙1)【参考4】参照)

#### 2. 検討体制

第14回公益認定等委員会(平成19年8月24日開催)において、当面の審議事項のうち会計に関する事項につき、外部の専門家に検討メンバーになっていただき、佐竹前委員長代理を取りまとめ役として、委員会で審議するための案を作成いただく旨、池田前委員長から発言があり、了承された。翌第15回(平成19年9月6日開催)公益認定等委員会にて、委員長から委嘱された参与(以下のメンバー)の報告を行い、当該メンバーにより構成される研究会にて当該会計基準の検討が行われた((別紙2)参照)。

なお、研究会における目的は、以下の2点である。

- ① 公益認定等ガイドライン(会計に関する部分)の検討
- ② 公益法人会計基準の当面の改訂の検討

(研究会開催期間)平成19年9月～平成20年3月

(参与メンバー)(敬称略、五十音順)

石川 睦夫 (財)住友財団顧問

亀岡 保夫 公認会計士

川越 慶太 (株)野村総合研究所PPP 革新コンサルティング室長

川村 義則 早稲田大学商学学術院准教授

齋藤 真哉 横浜国立大学大学院国際社会科学部教授

高山 昌茂 公認会計士

長 光雄 公認会計士

東ヶ崎邦夫 (社)日本アイソトープ協会理事

橋本 博孔 税理士

### 3. 審議の経過

研究会は、19回開催され、そのうち会計基準についての課題が検討された具体的な開催日及び検討項目については、以下のとおりである。

日程	検討項目のうち、会計基準に関するもの
10月11日(木)	基準の見直しの方向性及び項目の確認
10月25日(木)	会計基準での基本財産
11月29日(木)	公益法人会計基準における会計区分
12月6日(木)	財務諸表の体系、正味財産増減計算書記載方法、附属明細書の様式、財務諸表の注記
12月13日(木)	棚卸資産の貸借対照表価額、財務諸表の注記
1月10日(木)	財産目録、附属明細書
1月17日(木)	正味財産増減計算書記載方法、附属明細書の様式、財務諸表の注記、有価証券の評価
1月24日(木)、 31日(木)	附属明細書、特民への適用について
2月7日(木)	会計基準案の検討
2月21日(木)	会計基準、運用指針案の検討
3月31日(木)	有価証券関連損益、パブコメ回答案

(9月12日、19日、26日、10月4日、18日、11月1日、2月14日は、会計基準についての課題はなし)

#### 4. 公益認定等委員会への報告状況

第33回(平成20年2月28日開催)、第34回(平成20年4月11日開催)公益認定等委員会へ報告された。平成20年当時、委員会への報告内容は以下のとおりである(なお、委員会で議論になった主な点は(別紙3)を参照)。

(第33回)

報告内容:「公益法人会計基準」(案)について

議論になった主な点:

- ・設定主体、手続について  
(なぜ委員会が新たに設定するということになるのか。)
- ・企業会計との整合性をとるという説明について  
(企業会計とは異なる会計基準であるという位置づけできたのに、なぜ、企業会計との整合性を図る必要があるのか。)  
→ 案につき、一部文言修正の上、パブリックコメントを行うことで合意

※ パブリックコメント:3月1日～30日で実施

(第34回)

報告内容:パブリックコメントを受けて修正された公益法人会計基準(案)について

※ パブリックコメントを受けて修正された主な項目:

- ・運用指針4(財産目録の作成を要しない法人の記載)
- ・運用指針6(国及び地方公共団体の取り扱い)
- ・運用指針12(投資有価証券評価損益等、受託収益 表示科目取り扱い)
- ・運用指針13(法人会計の説明追記)
- ・附則2(特例民法法人の平成20年基準適用時期の取り扱い)

議論になった主な点:

- ・規模の小さな法人への配慮について
- ・特定の会計基準を義務付けるのではないか  
→ 案につき、了承

※ただしその際、委員会での議論を踏まえ、池田委員長(当時)より、特定の会計基準を義務付けるというメッセージとして外に誤解を与えることの無いように工夫するよう忠告があった((別紙4)参照)。

以上

【参考1】行政改革大綱(抄)

5 公益法人に対する行政の関与の在り方の改革

(1) 委託等、推薦等に係る事務・事業の見直し(略)

(2) 財政負担の縮減・合理化(略)

(3) 措置期限・経過措置等

i) 上記(1)、(2)の改革は、平成13年度末を目途に実施計画を策定した上で、平成17年度末までのできる限り早い時期に実行することとする。

ii) なお、それまでの間は、「『公益法人の設立許可及び指導監督基準』及び『公益法人に対する検査等の委託等に関する基準』について」(平成8年9月20日閣議決定)の規定の徹底を図る。

iii) 経営情報の公開については、上記閣議決定に加え、国からの委託等、推薦等又は補助金等に係る事業内容等の公開や外部からの業績評価を進めるとともに、指定法人の情報公開の在り方の検討及び公益法人会計基準の改善策の検討を行う。

【参考2】16年基準策定経過の詳細

平成12年4月 総理府(当時)管理室要請を受けて「公益法人会計基準検討会(座長:加古早稲田大学教授)が会計基準の問題点を整理、改正点の検討開始

平成12年12月 「行政改革大綱」閣議決定

平成13年12月 「公益法人会計基準の見直しに関する論点の整理」(中間整理)

平成15年3月 「公益法人会計基準(案)」についての報告

平成16年10月 公益法人等の指導監督に関する関係省庁連絡会議申合せにより、「公益法人会計基準の改正等について」を公表

【参考3】平成16年基準の主な改正内容

- ① 従来の資金収支計算体系から損益計算体系へ
- ② 大規模公益法人についてキャッシュフロー計算書の導入
- ③ 寄付者に対する受託責任明確化のため、正味財産の2区分を導入

【参考4】検討結果取りまとめ(平成19年3月29日)

3. 新制度下における会計基準の在り方

(1) 公益法人が適用する会計基準

一般社団・財団法人法及び公益法人認定法においては、特定の会計基準を適用することを法律上規定していない。しかしながら、行政庁が効率的かつ適正な審査・監督を行う観点から、また、行政庁の審査・監督を受ける

法人の便宜から、公益認定制度における要請を満たす会計基準は必要であると考えられる。

そのような会計基準をどのように策定するかについては、公益法人会計基準の基本的枠組みを維持しつつ、公益認定制度に対応した表示基準に修正することが適当である。

(2) 公益法人向けの会計基準の作成の在り方

上記(1)のとおり行政庁の審査・監督に資するための会計基準とするのであれば、仮に当該会計基準を関係行政機関ではない外部の機関が作成する場合であっても、当該会計基準に基づき適正に作成された計算書類は公益認定制度における審査・監督のための要素を満たすものであることを、公益認定等委員会が何らかの形で法人に推奨するなどにより普及等を図ることが望ましい。

新たな公益法人等の会計処理に関する研究会 委員（敬称略）

- ◎ 佐竹 正幸 日本公認会計士協会常務理事
- 川村 義則 早稲田大学商学学術院助教授
- 石川 睦夫 財団法人住友財団専務理事
- 亀岡 保夫 公認会計士
- 高山 昌茂 公認会計士
- 長 光雄 公認会計士
- 藤谷 武史 北海道大学大学院法学研究科助教授
- 弥永 真生 筑波大学大学院ビジネス科学研究科教授

## 当面の委員会の審議体制、審議事項等について（案）

## 1 審議事項について

- ① 公益性の判断に関する指針に関する事項
- ② 公益認定等関係の法令の適用に関する指針に関する事項
- ③ 新制度での公益法人に適用することを推奨する会計基準に関する事項

## 2 審議体制について

会計関係の事項については、早急に審議を進める必要があるため、委員会提出資料の作成等について、委員会運営規則第3条に基づき、会計関係の専門家、法人の経理に詳しい実務家の協力を得て、審議を進めていくこととする。

また、同条に基づき、行政庁となる都道府県出身者の出席を求め、地方公共団体との連携の緊密化を図ることとする。

なお、会計関係以外の事項についても、今後の審議の状況を見つつ、必要があれば体制について検討を行うこととする。

## 3 審議スケジュール

毎週1回委員会を開催し、概ね年内に1に掲げた各事項についてひとつおりの審議を行うこととする。

審議結果を踏まえ、1の①②については、来春を目途に取りまとめを行う。

1の③については、年内を目途に必要な対応を行う。



(参 考)

公益認定等委員会運営規則（抄）  
（平成19年4月2日公益認定等委員会決定第1号）

（資料提出その他の協力）

第3条 委員長は、相当と認める者に対して、会議への出席を求め、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

## 第14回公益認定等委員会議事録抜粋

(略)

- 佐伯参事官 それでは、資料を御覧頂きたいと思います。「当面の委員会の審議体制、審議事項等について(案)」ということでございます。

まず、審議事項でございますが、法人が行います事業の公益性の判断に関する指針に関する事項、これが1つ大きな固まりとしてあろうかと思えます。それから2つ目としまして、公益認定等の関係の法令の適用に関する指針。解釈が中心になろうかと思えますけれども、これが2つ目の固まりとしてあろうかと思えます。それから、3つ目の固まりといたしまして、新制度での公益法人に適用する会計基準の関係、これが3つ目としてあろうかと思えます。当面、この3つが審議事項ということによって挙げられるかと思えます。

審議体制についてでございますけれども、特に審議事項の中で、会計関係の事項、これは1の②の法令の適用の関係などの中に、会計関係の事項というのもたくさん出てくる訳ですけれども、これは今後行われます税制関係の議論の中で、そういう事項についてははっきりしていないと議論できないというようなことも起こり得ますので、早急に審議を進める必要があるだろうということございまして、この委員会において議論を行う際の資料の作成について、委員会運営規則第3条に基づきまして、会計関係の専門家、法人の経理に詳しい実務家等の協力を得て審議を進めていきたいということを考えております。

ちなみに、運営規則の第3条は次のページに参考としてお付けしております。

それからもう1つ、都道府県の認定業務とのバランスが重要になるかと思えますけれども、同じくこの第3条に基づきまして、行政庁となる都道府県の出身者の出席を求めて、地方公共団体との連携の緊密化を図っていくということが必要ではないかということで、これもやっていきたいということでございます。

「なお」ということで書かせて頂きましたけれども、会計関係以外の事項につきましても、今後の審議の状況を見つつ、必要があれば体制について検討を行うこととしたいと考えております。

それから、審議スケジュールにつきましては、毎週1回委員会を開催し、概ね年内に1に掲げた事項についてひととおりの審議を行うということを考えておりますが、先ほど申し上げたとおり、急ぐべき事項についてはもう少し前倒しで審議をやっていくということも当然考えられるかなというふうに考えております。それから、審議結果を踏まえまして、1の①、②の事項については、来春を目途に取りまとめを行うということかと思えます。それから、1の③については年内を目途に必要な対応を行うということ、これは会計基準の見直しについて、年内にということによってやっただろうかということでございます。

簡単ではございますが、資料の説明は以上でございます。参考として、1の②に関する事項としてどういうものがあるかということで、これは6月21日の第12回の委員会に提出させて頂いた資料ですけれども、現在想定されるもので主なものはこういうものがご

ございますので、御参考までに再度配らせて頂きました。

以上でございます。

- 池田委員長 どうもありがとうございます。ただいま事務局から審議事項、審議体制、今後のスケジュールの3点について御説明頂きましたけれども、いかがでしょうか。何かこの件につきまして御意見がございましたら、お聞かせ頂きたいと思っております。

特に審議体制では、御説明頂いておりますように、会計関係に関する検討が喫緊の課題でございますが、佐竹委員、これについて何か。

- 佐竹委員長代理 今年の3月に会計研究会というものが提言を取りまとめて、その後は会計研究会に出ていた主な方に残って頂いて、私のプライベートなアドバイザーとして、概ね週一遍ぐらい集まって頂いていろいろな御意見を頂いております。委員会に提供している資料の中にもそういう御意見を頂いたものが入っておりますが、9月からは、そのメンバーにもう少し幅広くメンバーを加えて、委員会に認めて頂いた上で必要に応じて随時参集いただいて活動していくという予定で今考えております。また、メンバー等はまだ完全に固まっていないので、固まり次第、御報告させて頂ければと思います。

- 池田委員長 いかがでしょうか。会計関係以外でもいろいろ問題がございますようでしたら御指摘頂きたいと思っております。

会計に関する検討につきましては、こういう方向で今後進めさせて頂くということで御理解を頂ければと思います。

それでは、特に御意見がございませんようでしたら、今、佐竹委員からも話があったように、会計に関する事項につきましては、外部の専門家の力も借りて、早急に検討を進めて頂くよう、佐竹委員に取りまとめ役となって頂いて、会計に関する検討を進めて頂きたいと思っております。そして、今も御案内がございましたように、専門家の方々に検討メンバーになって頂くということで、御説明の1の②のうちの会計に関するもの及び③にありますように、委員会で審議するための案を作成して頂くことにしてはどうかと思っております。

- 雨宮委員 質問させてください。その検討にあたっては、今までの公益法人の会計基準をまた見直すとか、会計基準の中の項目も見直すということも含めて、おやりになるのですか。

- 佐竹委員長代理 それで、ここでいう1の③のところは会計基準の見直しということで、例えば今までの会計基準では附属明細書というのがないのですが、法律には附属明細書というものがあるのでそこへ入れなければいけないとか、例えばそのような手直しをしなければいけないというのが主に③のような話です。

それから、あとは②のようなところでも、法令の適用に関する指針というものは、第12回委員会提出資料として今配られているガイドラインに係る主な検討事項というところで幾つか公益目的事業比率とか、3番目の公益目的事業に係る収入がその実施に要する適正な費用を賄う額を超えない額の解釈とか、遊休財産に算入しないとか、不可欠特定財産の具体例とか、例えばそのようなことも非常に会計的に、いろいろな実務家の意見や専門家

の意見も聞かないと、最初から委員会で議論するのも難しかろうという意味で、そういうことをやるというのが②のところの意味だと、こういうことで御理解頂ければと思います。

○雨宮委員 もう1つよろしいですか。

○池田委員長 どうぞ。

○雨宮委員 いろいろな法律の条文の解釈の基準というのを決めなければいけないことと、それと当然連動しないといけないですね。会計基準は会計基準だけでやっていくよりも、法律の解釈をどうするかという問題と絡めてやって頂いた方が、よりわかりやすいと思いますけれども。

○佐竹委員長代理 そうですね。

○雨宮委員 当然そうですね。それと、もう1つは、公益法人の会計基準というのは、ここでも何度も申し上げたのですが、義務ではないですね。会計基準適用のスタンスをどのように考えているのでしょうか。たとえば規模の小さいものはこれに合わせなくてもいいとか、その辺はいかがでしょうか。

○佐竹委員長代理 あくまで会計基準というのは、公正なる会計慣行というようなことがある訳であって、その範囲内で、公益法人の場合には、今度は指定正味財産とか一般正味財産とか、そういう区分を設けて、あとは概ね企業会計と同じですねというようなスタンスで今の会計基準が作られているので、それに必要な若干の微修正を加えるというのが根本にあります。将来的にはという話は、実はメンテナンスをどうするかという話が重要なのですが、これについては、基本的には公正な会計慣行というのは多分1つだろうというようなことを、実は会計士協会などではそういう形で今収斂しつつあるので、そういう方向も見据えているいろいろな議論を進めていきたい。これはまだ結論は出ていませんが、概ねそんな方向で今、従来からの会計研究会のメンバーなどとは話をしているところであります。

○池田委員長 よろしゅうございますか。

○雨宮委員 はい。ただし、公益法人もいろいろな種類がありますし、規模の大小によっては異なるように思いますので、画一的な基準にこだわって合わせていくと実態と合わなくなるところも出てくるのではないかということをちょっと危惧しています。要するに、全部同じにしないというふうにして、強制的に指導していくということにちょっと問題はないかと思っているのですけれども。

○池田委員長 ぜひそういうことで御検討頂ければと思います。

○佐竹委員長代理 ここでも書かれているように、推奨する会計基準なので、会計基準というのは筋の通ったものは1つでしょうと。それは、今の世の中で言うと発生主義ですが、では、同窓会みたいのところまで厳密な発生主義を要求するのかというと、それはそうじゃなくて、収支計算でもいいでしょうねと。こういうのは当然ある話であって、ただ、公益法人全般に推奨する会計基準をどういうふうにするのかというときには、しっかりしたものを推奨しないといけないでしょうと、こういう話です。

○池田委員長 基本的な考え方はまとめて頂きながら、やはり規模とか業態によりまして、

実情を十分に踏まえた上で検討して頂ければ大変ありがたいと思います。

それでは、会計に関する検討につきましては、以上のような形で進めさせて頂ければと思います。

もう1点ございます。先ほども説明がございました地方公共団体との連携の緊密化を図るために、次回の委員会以降であります、都道府県出身の方の委員会への出席を求めたいと考えております。また、会計に関する検討に御協力頂く方と都道府県出身の方の双方に該当しますが、協力を求める外部の方々について1つの呼称といたしまして「参与」という形で対応させて頂ければいかかと思う訳でございます。そしてまた、この「参与」の人選につきましては、僭越でありますけれども、委員長であります私に御一任頂ければと考える訳でございます。御了承を頂ければ幸いです。

それでは、御了承頂いたということで、進めさせて頂ければと思います。

(中略)

○池田委員長 (略) それでは、特に御意見がございませんようでしたら、本日は以上で終了したいと思います。

ありがとうございました。

#### 6. 決議事項等

事務局より、資料に基づき今後の審議事項等につき説明し、了承を得た。

第15回公益認定等委員会議事録抜粋

(中略)

○池田委員長 事務局の方から何かありますでしょうか。

○佐伯参事官 前回の委員会で出ました会計に関する検討の関係につきまして、8人の参与の方のお名前を紹介します。

住友財団顧問、石川睦夫参与。

公認会計士の亀岡保夫参与。

早稲田大学商学学術院准教授、川村義則参与。

横浜国立大学大学院国際社会科学部研究科教授、齋藤真哉参与。

公認会計士の高山昌茂参与。

公認会計士の長光雄参与。

日本アイソトープ協会理事、東ヶ崎邦夫参与。

税理士の橋本博孔参与。

以上であります。

○池田委員長 今御説明頂いておりますように、こういうメンバーで、会計に関する検討を進めて頂きたいと思っております。本件は佐竹委員に中心になって進めて頂きます。佐竹委員の方から一言。

○佐竹委員長代理 3月までの「新たな公益法人等の会計処理に関する研究会」メンバーに何人か入って頂いておりますが、そのほかに新しく加わった方が、この中ですと齋藤さんという横浜国大の先生。それから、東ヶ崎さん。橋本さんという税理士の先生。名古屋から来られるということです。もう1名、名前がまだ公表できないということなんです。いらっしゃいます。1人随行がいて、傍聴させて頂きたいという方がいらっしゃることなので、お許し頂ければと思います。

○池田委員長 よろしく願いいたします。それでは、特に御意見がございませんようでしたら、本日は以上で終了したいと思います。ありがとうございました。

## 6. 決議事項等

### (1) 大臣挨拶

委員会に出席した岸田内閣府特命担当大臣より挨拶がなされた。

### (2) 参与の紹介

参与について口頭で紹介がなされた。

### (3) 法人が行う事業の公益性の判断に関するガイドラインの検討について

法人が行う事業の公益性の判断に関するガイドラインについて自由な意見交換が行われた(個別法人の話を変えたものであったので、この議事に関する部分については、「公益認定等委員会運営規則」第7条第2項の規定により、議事録には掲載しないこととなった)。

第33回公益認定等委員会議事録抜粋

○池田委員長 (略) 公益法人会計基準を新しく衣替えをさせて頂く訳ですけれども、冒頭にもお話いたしましたように、これにつきましては、佐竹委員の方で大変御努力を頂いた訳ですので、全体を通じて何か佐竹委員から説明頂けませんでしょうか。

○佐竹委員長代理 これは、先ほど御説明があったように、平成16年の改正基準というものの枠組みはあまり大きく変えないで、最低限どうしても変えなければいけないところだけを変えようということ、大幅に変えるということもできなくはないのですが、まだ新会計基準ができて1、2年しか経っていないところでガラッと変えるということ、かなり混乱が生じるだろうということ、そういう方針でやりました。

(略) そうは言うもののとか、あまり大きく変えないということではあったのですが、会計基準の方だけ見ているとあまり大きく変わっているというイメージは感じられないかと思うのですが、運用指針の方を見ていくとかなり大きく変わっている部分も実はある訳で(略)あります。

(中略)

○出口委員 (略) 会計の研究会が発足していることはこれまでも何度か説明を受けていますが、公益認定等委員会が公益法人会計基準を、しかも新基準を設定するという、公益法人にとっての大改革をするというのは私の認識にはなかったのですが、それほどのように考えたらよろしいのでしょうか。

もう少し言いかえますと、(略)やはり16年改正のときに相当の議論もあったし、意見聴取もあって、出来上がった訳です。今回、法律上万やむを得ず変えるところだけ変えたということであれば説明はつくのかと思うのですが、その辺りのところを、私は民主主義原理主義者でございまして、いささか自分でどう理解していいかわからないところでございますけれども。

(中略)

○事務局 今の基準自身は、御案内のように、主務官庁の申し合わせという形で逐次改正が行われてきて、主務官庁の監督を受ける法人がある間、基準自身は残っていかざるを得ない。一方、新しく認定・認可を受ける法人向けの会計関係の書類をどう作っていくかという、いわば会計基準をではどこが定めるかといいますと、今までの主務官庁の申し合わせというのは、主務官庁自身はもう新制度の法人には権限もないので難しい。そうすると、そういう認定・認可をする委員会の方で定めるか、あるいは、どこか民間の団体が定めて普及して頂くかということだと思っておりますが、民間の方の団体で、いつ新しく見直しをして頂けるかどうかともわからない状況の中で、制度施行を今年12月1日に控え、早めに会計についても法律を踏まえて基準等を示していく必要があるのではないかと、改正はとれない、どこが作るかという委員会しかないだろうということで設定ということになった。ただ、設定というと仰々しいかもしれませんがけれど

も、内容によっては、今までの会計基準を残せるところはほぼ残しておりますので、新しく法律に基づいて付け加えた点のみ付け加えたり修正したりしているということで、そう大きく今の法人の実務において混乱が生じるとは考えておりません。

プロセスの問題としては、委員会の参与として専門家の方々からいろいろ御協力頂きましたので、その御協力頂いた方々の御意見を踏まえて作っています。ただ、今後これ自身もパブリックコメントにかけますので、そういう意味で広くいろいろな御意見を頂いて決定していきたいということでもあります。

- 雨宮委員 (略) 今回の御説明を伺いますと、新基準にした理由として、企業会計との整合性を図ることが書かれています。なぜ整合性を図るのか、その理由がわかりません。そこを御説明頂く必要があると思います。この基準が今までと丸っきり変わったものではないと言われても、だからそれでいいという話ではなく、公益法人の会計基準の真髄といいますか、目的といいますか、もとになるものの考え方が変わってしまうのか気にはなります。

(中略)

- 佐竹委員長代理 (略) そういう企業会計に合わせたメンテナンスは、今回は微修正で行っているのですが、こういうメンテナンスをずっと将来的にもやっていかなければいけない。どこがやるのかというと、今のところはこの委員会がやらざるを得ないのかなということでの整理でありまして、では、将来的にどういうふうに非営利のものを作っていくのかというのは、ここの委員会だけではなくて、現在も社会福祉法人とか、医療法人とか、学校法人とか、生協とか、農協とか、いろいろなところ、いろいろな省庁がそれぞればらばらに作っていて、必ずしもタイムリーにメンテナンスされていないというのが現状だと、こういう御報告といいますか、状態になっているということで、とりあえずこう整理をして頂いたということでもあります。

- 池田委員長 (略) 少なくとも固有なものはあって然るべきですけれども、やはり統一すべき企業会計基準という形のあるものがあるとするならば、それを基本にして、今日これからの時代は見直しをしていく必要があるような、そんな印象は私も持たされておりますので、公益法人、非営利活動における法人の会計基準といったものも、ある程度そういった観点からの見直しがあって然るべきではないかというふうに思います。しかしながら、固有のものは固有のものとしまして、それは当然の話ですけれども、それは残していく。 (略)

- 出口委員 失礼ながら委員長、今の御発言はちょっと違和感を覚えます。私は国立民族学博物館というところにおりまして、私の本職は、異なる文化があったときに、どう考えるのかという問題です。今の御指摘は、明らかに企業側から見ればそうかもわからないけれども、純然と公益法人会計基準という長い歴史があって、そのことについて非常にしっかり勉強された方々がいらっしゃる訳です。その方々がいて、前回の平成16年の改正のときも、先ほど雨宮委員が御指摘になった点は、そのときの議事要旨にも出



ております。そういった観点で、公益法人会計基準を16年に見直そうとした訳でありまして、今回、両宮委員の意見と全く一緒ですが、資料3の下の四角の①、これがそういう意味でどれほど危険なメッセージか。これは、世界のあらゆる文化問題の根源がこれでありまして、マジョリティーの立場にいる人はそれに気がつかないのです。「趣旨」と書かれたところでは確かに新法を踏まえて見直そうと言っているにもかかわらず、①として「企業会計との整合性を図る」となっている。それは、企業にいた方から見たら、個別の会計を見たらわかりにくいかもしれませんが、逆に、民間公益セクターという独立したセクターで経理の勉強を積んでいる方から見れば、企業会計は違うものですから、それはやはりわかりにくい訳であって、それを、何らそういう人が混ざらないところで議論してこういうのが出てくるということに関しては、私は大変危惧をしているところでございます。

それで、私が最初に申し上げたのは、この委員会でやるなということではなくて、委員会でやるのであれば、そういうやり方があるだろうということをお願いした訳で、いきなりこれをパブリックコメントで何かしていくということになれば、当然のごとく、平成16年の改正にはいろいろな立場の、今の企業会計の方もいれば、公益法人会計に詳しい方も入っていらっしゃるし、実務の方も入っている、議論はインターネットで公開されながら出てきたものが16年改正ですけれども、これは一体何だったのかという受けとめ方をほとんどの公益法人関係者が間違いなくするだろう。そういうことになると、この公益認定等委員会というのは一体何なんですかということになるのではないかと、このことを見て、これを見た瞬間に私は実は驚いた訳でございます。先ほどの両宮委員の御質問に対しても、今お答えはなかったように思うのですが、いかがでございましょうか。

(中略)

- 出口委員　こういう話を申し上げたくなかったのですが、実は今のことは会計だけではないのです。(略)いろいろな現場で民間公益セクターの独自の文化がある訳です。それと、企業には企業の営利セクターの文化というものがあって、そういう人たちが一緒に仕事をしたときに必ず起こるような文化の問題がありますので、なかなか重要な問題だとぜひ御認識頂きたいのが1点。

それでは、どうするかということではちょっと提案がありますのは、時間的にもパブリックコメントをかけなくてはいけないのであればしようがないですけれども、せめてそれと並行して、一度ぐらいは公益法人関係者と何らかほかの関係の方々が入った形で一度これを見て頂くというようなことが可能かどうか。

それからもう1つは、新基準の設定という名称ではなく、あくまでこれは法律の改正に伴う必要最小限度のものであるということのメッセージを出せる用語を作れないか。これは、意外と会計だけの問題ではないというふうに私は認識しております。

(中略)

○佐竹委員長代理 (略) 最新の公正な会計慣行というのは何ぞやということだと思います。(中略) 我が国における非営利会計の公正な会計慣行、最新のものは何かということが、実は定めるところがなく、各省庁ごとに作ってきたというのが従来のものなので、今回もとりあえずは内閣府のこの委員会で作らざるを得ないのかなというのが一つ。

(中略)

○大内委員 出口委員が言われるように、従来の公益法人会計基準というのが非常に慎重な手続を経て、それなりのオーソリティーを持っている。一方で、今度の公益法人認定法ができて、従来の会計基準をこれに適合させていかなければならない分野があるということも事実ですね。今度いろいろ政令・規則で必要な事項を設けているので、ぜひともこれは従来の公益法人会計基準に合わせていかなければならない。

しかし、手続としてどういう形をとるのがいいのか。従来の会計基準を当委員会が改めるといって、ちょっと強過ぎるといって、広過ぎるといって感じになるので、当委員会としては、従来の会計基準はベースにしております。ただし、もちろん今回はいろいろ特殊な事項が加わったので、それに合わせてみました。そういうものを出しますと。これなら文句は言われたいのではないかと思います。手続論の点はちょっと検討した方がいいのかもしれないね。

○戸塚事務局長 この件の経緯をもう一度確認させていただきますと、昨年の9月ですが、委員会の方で今後の審議事項ということでお諮りをしまして、新制度での公益法人に適用することを推奨する会計基準に関する事項ということで御検討頂くということで、高橋参与は別として公認会計士の方はもちろんでございますが、大学で会計学を御専門に研究されている方とか、実際に会計の実務に明るい方ということで、公益法人から2人の実務家にも参加して頂いて、佐竹委員の下で、ずっと御検討してきて頂いた訳です。

新しい制度に適用するものということで、内容的に言えば、今日の説明にあったように、16年に改正されたものをベースにしているところですが、手続的に言いますと、16年の会計基準というのは各府省申し合わせでできていますので、新しい法人制度に対応した会計基準というように構成しております。

また、今年の12月に新しい制度が施行される訳でございますが、それに伴いまして、現在総務省で行っております公益法人に関するいろいろな調整等の事務につきましても、特例民法法人として内閣府の方に移ってまいります。そうしますと、全体として特例民法法人も含めた新しい公益法人制度のもとでのもろもろのことが内閣府の方に集まりますので、今後とも見直しの必要も出てまいりますし、検討していく場としては、やはりこの委員会ということしかないのではないかと思います。

したがって、議論になっている「企業会計との整合性を図る」という書きぶりについては、もし問題があれば、そこは直す必要があろうかと思いますし、また、パブリ

ックコメントという形で広く法人関係者などにいろいろ御意見を伺うことにしていますので、こういう形で進めさせて頂ければと思います。

○大内委員 中身はいいのですよ。中身の話ではなくて、従来の公益法人会計基準が、今度、新法に合わせて修正が必要だという点は、それはそのとおりです。だから、理屈を言いますと、並行状態というのが1つできるのかなど。従来の公益法人会計基準というのものもある。一般社団法人・一般財団法人の方はこれでいってもいいと思います。一方で、今度は新法に即した形で作ってみた会計基準がある。そういう意味では並列状態というのがあるのではないかと思うのですけれども。

○池田委員長 今の大内さんの御意見は、事務局としてはどう考えられますか。

○事務局 公益認定を申請しない一般社団法人・一般財団法人については、今の16年基準でも構いませんし、企業会計でもいいし、何でもいい訳です。

大内委員がおっしゃったように、公益法人あるいは移行法人固有のものだけ作るということも考えてみたのですけれども、そうすると、それだけでは計算書類が作れないので、今の基準と併せて、法人の方で新しく追加になったところを勉強しながら今の基準を修正していかなければいけないという意味で、利便性を考えると、今の基準で使えるものはそのまま移してしまって、1つのパッケージとして出した方がいいだろうということで、全体をこういうフレームでまとめたということです。

(中略)

○出口委員 手続論をあまり言い過ぎても詮無いことですし、時間のこともございますし、実際に今年12月ということもあるので、私が申し上げたのは、あくまで公益法人だけで育った人たちで、その中で経理のことも会計のこともコツコツ勉強してきた人たちがいるということに目配りをして頂く観点から、ちょっと文言とか形づけを直して頂ければと思うのです。(略)

(中略)

○大内委員 形式的なことですけれども、要するに、当委員会が16年基準を改正するというのは、一般論として越権行為だということになる。しかし、そうではなくて、あくまでも当委員会は新法の公益法人について会計基準を定めました、ただし、基本にしたのは16年会計基準ですと。それで、基本となる考え方はそれほどは変わらないけれども、やはり今まで政令・規則でいろいろなことを決めましたので相当変わっている。特殊性においては大いに変わっています。そうなってくると、やはり改正じゃなくて、当委員会が新しいモードを作った、新しい公益法人認定法に基づく会計基準を決めました。ただしベースとして使ったのは16年会計基準でありますと。そういう説明の方がしっくりするような気がします。もっとも、名称が紛らわしいですね。

○池田委員長 皆さんの御意見を聞いていまして、各論というよりも、何か基本的な考え方のところに若干抵抗がある。また、誤解を招きかねない部分もあるというふうに理解をいたすのですが、出口委員、その辺りで何か。

○出口委員 このところは、時期的な問題もありますし、私は研究会の参与の名簿を承知はしておりましたけれども、いろいろな方が入られたので、うまく出し方を工夫して頂ければと思いますが、やはり確認しておきたいのは、民間非営利・公益のセクターとして、そこが独立のセクターとしてあるということについては、それはしっかりと矜持を持っておかないと。1階法で我々がなぜ苦勞したかということは、会社法をあまりにも入れ過ぎたからだということを一度よく思い出した方がいいと思います。(略)

(中略)

○出口委員 今年12月からやらなくてはいけないので、とりあえず当初の予定で、これだけ法律の改正については大変なものがいろいろあったので、それはよく入れ込んで頂いていると思いますし、今の案では、これをとにかくパブリックコメントにかけて、それで意見を聴取して最終的なものを出すということですよ。そうであれば、パブリックコメントをとりあえず尊重しつつ、先ほど私が申し上げた、1つ、このセクターで長らくがんばっていた人たちへのまなざしもよく御検討頂きながら、パブリックコメントをよく聞いて頂いてするということで、今回の趣旨は、法律に合わせて改正したというメッセージを強く出すということしかないのではないかというふうに思うのですが。長らくこのセクターでコツコツやってきた方々が、一体なぜ変わるのかわからないような作業をなるべくさせないようにぜひ配慮して頂きたいという程度のことで御理解頂ければと思います。

(中略)

○雨宮委員 (略) 例えば、300万以下の収入のところは会計報告もださなくていいというような、法人側にとってよりやりやすい方法を考えるのが大事であって、必ずしも公益法人がみんな非効率なことをやっている訳ではないので、この会計基準にしたら活動がよりやりやすくなるのかどうか、そちらのほうの視点が重要ではないかと思います。

○池田委員長 ありがとうございます。やはり我々の使命というのは、新しい制度導入の中で、よりよく公益活動が活発ならしめるための、そういったことを大目的にして論議をさせて頂いているというのは共有していることなので、こういったことにつきましても、当然そういう視点から見していく必要があるかというふうに思います。

どうでしょうか。これは早急にまとめてパブリックコメントを頂くような形をとらざるを得ないものですか。

○戸塚事務局長 本年12月から施行でございますので、できるだけ早く法人関係者の方にも、どういう会計基準になるのかについては、まずパブリックコメントという形で示して、もちろん御意見を承って直すべきところがあればということですが、やはり早急に進めて頂いた方がいいものだと思っております。(略)

○出口委員 (略) 非常に体系的ないものを作られていることについては間違いないことでありまして、私がここであえて手続論にこだわって余分に時間をかけることは逆に法人のためにならない訳でありますので、これはこれとして体系的に出ていますので、

パブリックコメントをかけられたらいかがでしょうか。

(中略)

○佐竹委員長代理 (略) 運用指針をこういうふうに整理しましたというのをメインにして、それに伴って、最新の会計慣行に合わせるようなことで微修正を幾つかの項目も一緒にやりました。(略)

○池田委員長 (略) いかがでしょうか。いろいろ御意見を頂きましたが、最後に佐竹委員と戸塚事務局長の方で方向づけについてまとめて頂いておりますが、そういう方向について、特に御異議がなければ、その方向で御了承頂いた形にさせて頂きたいというふうに思います。

(以下略)

第34回公益認定等委員会議事録抜粋

○池田委員長 ありがとうございます。それでは、ただいま御説明頂きました会計基準(案)につきましてであります。以上のような修正点がございました。これにつきまして、何か御意見があればお聞かせ頂きたいと思えます。

○雨宮委員 修正のところで問題はないのですけれども、この会計基準(案)に関して、特に小規模の法人までもこれを使わなければいけないというメッセージを出さない方がいいのではないかと。つまり、これは基準であって、これになるべくは従った方がいい、推薦できるものであるとしたほうが良いのではないのでしょうか。例えば平成16年にできている会計基準を使う法人もありますから、それはそれで認められるとしたほうが良いと思えます。

例えば、運用指針の19ページですと、様式1-3で、「公益社団・財団法人が会計区分を有する場合には、貸借対照表の内訳表として以下のように表示する。」というふうに、どうしてもこれは命令調に感じます。他も全部そうなっているのですが、「様式による。」とか「表示する。」というようになっています。そこを「表示することができる。」というふうに直すか、あるいは、これは全部の法人が使わなければならないものではなく推奨するものだということを示して頂きたいと思えます。

○池田委員長 いかがですか。

○事務局 (略) 様式全体については、17ページ、「13. 様式について」ということで、これを作成する場合には「概ね以下の様式によるものとする。」という形にして、一般例ですということをはっきりと示すつもりであります。

それともう1点、事務局ホームページFAQを御覧になって頂きたいのですが、その中で会計基準については、4問ぐらい作ってしまして、基本的な答えぶりとしては、別に特定の会計基準の使用を義務づけるものではありません、法令で定められた書類を整える限りは、公益法人、あるいは一般社団・財団法人も含めてですけれども、会計基準は選択できますということを示しているつもりであります。

(中略)

○雨宮委員 というのは、積極的にこれを利用して下さいというアナウンスであって、これを使わなくてもいいですよという意味ではないですよ。言葉尻を捉えて申し訳ないですけれども。

○事務局 新基準を今回作った趣旨というのは、FAQ VI-4-①、VI-4-②にもありますけれども、この会計基準自身は新たに法律で定められたいろいろな科目とか書類なども取り込んで作っていますというもので、お使い頂けると利便性があるのではないのでしょうかという答をしていますので、そういうものとして捉えて頂ければということになっています。

○雨宮委員 それもよくわかります。実際に経理をやっている法人の担当者から言えば、

平成16年にかなり大きな改正があって、平成18年からそれを使いなさいという指導を受けて、更にまたそれを変えて、今度はこちらにきなさいという、その変化の速さに戸惑っているところがたくさんあります。だから、新しく法律ができて、それに合わせてここはこう変わりましたというメッセージであればよろしいのですが、例えば「法人会計」というような新しい用語が出てきたり、それは説明があるのでわかりますが、それらを含めて、なかなかついていけないというようなことをおっしゃっている法人の方もいらっしゃいます。

○戸塚事務局長 F A Q VI-4-①、②のところの説明で、これは特定の会計基準を義務付けるものではございません。したがって、現行の公益法人の会計基準を適用することも可能ですというふうにはっきり書いてございますので、この場のやりとりもまた議事録で外にも出ますし、その辺りのニュアンスの御説明はできるのではないかと思います。

○雨宮委員 はい、それで結構です。

○池田委員長 それでは、今御指摘の点は、メッセージとして外に誤解のないように伝えるような工夫をして頂ければと思います。

(以下略)

## 問Ⅵ-4-①（会計基準）

公益法人は公益法人会計基準を使わなければならないのでしょうか。

答

- 1 公益法人は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計基準その他の公益法人の会計の慣行によることが求められますが（公益法人認定法施行規則第 12 条）、これは特定の会計基準の適用を義務付けるものではありません。したがって現行の公益法人会計基準<sup>(注1)</sup>を適用することも可能です。ただし、どのような会計基準を選択する場合であっても、法令で定められた書類を法令に則った方法により作成し、提出する必要があります<sup>(注2)</sup>。

(注1) 現行の公益法人会計基準（以下「平成 16 年改正基準」とは、平成 16 年 9 月 17 日公益法人等の指導監督に関する関係省庁連絡会議申合せにより公表され、平成 18 年 4 月 1 日以降開始する事業年度より適用されている会計基準のことを指します。

(注2) 公益法人が法令で作成することを定められた書類とは、貸借対照表及び損益計算書並びにこれらの附属明細書、キャッシュ・フロー計算書、財産目録です。また基金についての規定が設けられたり（一般社団・財団法人法第 131 条）、収益事業等の区分経理（公益法人認定法第 19 条）や公益目的で保有する財産の表示（同法第 18 条第 7 号）が必要とされたりなど、書類の作成方法についても新たに規定が設けられています。

ただし、キャッシュ・フロー計算書は、会計監査人の設置義務がある公益法人のみ作成が義務付けられています（公益法人認定法第 21 条、公益法人認定法施行規則第 28 条）。

- 2 今般、作成した公益法人会計基準は、新たに法律で定められた附属明細書や基金をはじめ、公益法人に求められる区分経理や公益目的で保有する財産の表示を含めていますので、法人の会計処理の利便に資するものと考えます。
- 3 なお、法令上作成が必要な書類や公益認定基準のうち財務会計関係の基準は、損益計算をベースとしており、旧公益法人会計基準<sup>(注)</sup>に基づく現金収支ベースで作成する計算書類では、法律で求められている書類とはみなされないと考えられますので、損益計算を基礎とした会計基準に基づき、計算書類等を作成することが必要となります。

(注) 旧公益法人会計基準とは、昭和 60 年 9 月 17 日公益法人指導監督連絡会議決定により公表された会計基準のことを指します。



問Ⅵ－４－②（会計基準）

一般社団・財団法人はどの会計基準を使えばいいのでしょうか。

答

- 1 一般社団・財団法人が適用する会計基準について、特に義務付けられている会計基準はなく、一般に公正妥当と認められる会計の基準その他の会計の慣行によることが求められます（一般社団・財団法人法施行規則第 21 条）。そのため、平成 16 年改正基準や企業会計の基準を適用することも可能ですが、どのような会計基準を選択する場合であっても、法令に則った書類を作成することが必要となります。
- 2 一般社団・財団法人においては、貸借対照表及び損益計算書並びにこれらの附属明細書の作成が義務付けられています（一般社団・財団法人法第 123 条）。ここにおいて義務付けられている書類は、損益計算をベースとして作成することを求めているため、例えば、旧公益法人会計基準<sup>（注）</sup>に基づく現金収支ベースで作成されている計算書類では、法律で求められている書類とはみなされないと考えられますので、損益計算を基礎とした会計基準に基づき、計算書類等を作成することが必要と考えます。  
（注）旧公益法人会計基準とは、昭和 60 年 9 月 17 日公益法人指導監督連絡会議決定により公表された会計基準のことを指します。
- 3 なお、新制度に合わせて作成した公益法人会計基準は、新たに法律で定められた附属明細書や基金も含む会計基準でありますので、法人の会計処理の利便に資するものと考えます。

問Ⅵ - 4 - ③（会計基準）

特例民法法人が公益法人又は一般社団・財団法人に移行した場合（移行法人となった場合）の法人に適用される会計基準は何でしょうか。

答

- 1 特例民法法人が公益社団・財団法人に移行した場合について、特定の会計基準の適用を義務付けていることはありませんが、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計基準その他の公益法人の会計の慣行によることが求められます（公益法人認定法施行規則第12条）。新制度に合わせて作成した公益法人会計基準はこれにあたるものと考えられますが、当面は平成16年改正基準を適用することも可能です。ただし、どのような会計基準を選択する場合であっても、法令に則った書類を作成し、提出する必要があります（問Ⅵ-4-①参照）。
- 2 特例民法法人が一般社団・財団法人に移行した場合（移行法人となった場合）について、特に義務付けられている会計基準はなく、一般に公正妥当と認められる会計の基準その他の会計の慣行によることが求められます（整備法施行規則第1条）。新制度に合わせて作成した公益法人会計基準はこれにあたるものと考えられますが、企業会計の基準や、当面は平成16年改正基準を適用することも可能です。ただし、どのような会計基準を選択する場合であっても、法令に則った書類を作成することが必要となります。
- 3 なお、新制度に合わせて作成した公益法人会計基準は、新たに法律で定められた附属明細書や基金も含む会計基準でありますので、公益法人又は一般社団・財団法人いずれに移行した場合においても、法人の会計処理の利便に資するものと考えます。

問Ⅵ - 4 - ④ (会計基準)

今まで企業会計基準を用いてきましたが、公益法人等に移行した後も、企業会計基準を利用することはできますか。

答

- 1 公益社団・財団法人又は一般社団・財団法人のどちらに移行しても、特定の会計基準の適用を義務付けていることはありません。引き続き、企業会計の基準を用いることが可能です。ただし、法令に則った書類を作成することは必要です。
  
- 2 なお、新制度に合わせて作成した公益法人会計基準は、新たに法律で定められた附属明細書や基金も含む会計基準でありますので、公益法人又は一般社団・財団法人いずれに移行した場合においても、法人の会計処理の利便に資するものと考えます（公益社団・財団法人への移行の場合は問Ⅵ－4－①、一般社団・財団法人への移行の場合は問Ⅵ－4－②参照）。

## 公益法人会計基準適用についてのアンケート結果(案)

2013.9.19

### I.概要

実施期間:平成25年7月1日(月)~7月16日(火)

対象法人数:平成25年6月末時点で、既に公益法人又は一般法人に移行済み(行政庁:内閣府)で、かつ、移行後の計算書類を作成したのあると思われる法人

2,429 法人

(うち、公益社団法人 406、公益財団法人 1,004、  
一般社団法人 579、一般財団法人 440)

有効回答数:1,498 法人(61.7%)

(うち、公益社団法人 254、公益財団法人 634、  
一般社団法人 330、一般財団法人 280)

### II.結果(記述項目)

※ 選択項目(項目1~3)については、「公益法人会計基準適用についてのアンケート結果(速報)」(平成25年8月12日公表)を参照

項目4:(現在、20年会計基準を適用されている法人のみお答えください。)20年会計基準を適用されていて、改善した方がよいと考えられる点などありましたら記載してください。

※1,409法人が対象(自由記載)

→合計282法人(20.0%)が問題提起

感想等を回答されたものを除き、問題提起された内容を整理すると以下のとおりである。

#### I. 会計基準の枠組みに関するご意見 (31件)

○小規模法人の負担軽減

- ✓ 仕訳や会計区分間の資金融通等の仕方について明確なルールがないので、特に小規模法人にとって簡便な会計処理方法を具体的に示してほしい。  
(同旨7件)
- ✓ 公益法人について民間企業並みの損益会計が果たして必要なのでしょう

か。小規模法人については、簡便な会計基準による方法もあるのではないか。(同旨5件)

- ✓ 正味財産に占める指定正味財産の比率の低い法人(たとえば30%以下)や指定正味財産の金額が小さい法人(たとえば5億円以下)については、指定正味財産額を注記事項にする等により、正味財産を一般正味財産と指定正味財産に区分しない方法もあるのではないか。
- ✓ キャッシュ・フロー計算書のみならず、法人規模に合わせた注記の適用除外等の簡便な表示を許容すべきではないか。
- ✓ 区分経理に伴い元帳や会計伝票数が増加し、事務負担が増加している。少人数で経理事務を行っている法人を考慮して、事務負担が軽減されるように改善してほしい。
- ✓ 事務局が一人の法人では、給与手当として実質的に本人の報酬等が開示されるのと同然になる。財務諸表での表示の仕方を検討していただきたい。

#### ○制度と会計基準の分離可能性

- ✓ 会計上の話と税務上の話で乖離している部分が散見される印象があるので、一本化されるといい。(同旨1件)

#### ○公益法人会計基準の適用の在り方

- ✓ 企業会計基準を適用するほうがよい。(同旨5件)
- ✓ 新規に設立した一般社団・財団法人には、準拠すべき会計基準が明確でない。明示されたい。
- ✓ 公益目的支出計画が完了した一般社団・財団法人も準拠すべき会計基準を明示、または会計基準を設定してほしい。
- ✓ 一般社団・財団法人が適用する会計基準について、一般社団・財団法人法施行規則第21条及びFAQ問VI-4-(1)又は(2)で示しているとおりに、「一般に公正妥当と認められる会計基準その他の会計慣行によること」が求められていること及び20年会計基準は、「一般社団・財団法人に義務付ける会計基準ではなく、法人の会計処理の利便に資するもの」の考えを踏襲して検討されること。
- ✓ 開示書類、理事会・評議員会説明書類等に20年基準の書式を使用しているが、病院事業等の管理には病院会計準則の形式での計算書、補助金での事業の報告には収支計算書を別途作成している。各事業を継続的に実施するには効率的な運営管理が必要だが、そのために必要な数値は20年基準による計算書では得られない。

- ✓ 学会運営に整合した会計基準とするほうがよい(学会運営の法人からの記載)。

## II. 財務基準に関するご意見 (73 件)

### ○区分経理関係

- ✓ 法人会計区分は不要ではないか。(同旨 13 件)
- ✓ 区分経理は必要ないのではないか。(同旨 12 件)
- ✓ 流動資産の各預金についてまで、公益事業会計と法人会計に分けるのは、不可能ではないか。現金・預金の区分経理の効率的な管理方法を示されたい。(同旨 9 件)
- ✓ 公益目的事業(1つ)のみを行う法人の場合に、正味財産増減計算書内訳表等の必要性を感じない。簡便な方法を検討してほしい。(同旨 8 件)
- ✓ 認定法等と会計基準が混同しているが、貸借対照表内訳表の作成の意義を再検討してほしい。作成する場合には作成の方法を示してほしい。(同旨 6 件)
- ✓ 管理費の配賦作業が非常に煩雑である。配賦作業の簡素化の仕組みを示してほしい。(同旨 1 件)
- ✓ 正味財産計算書内訳表及び貸借対照表内訳表の作成方法について、運用指針等で具体的に明示してほしい。具体的な仕訳方法等が明らかにされていない。
- ✓ 財務諸表の内訳表は主に公益目的支出計画のため(当財団の場合)にのみ作成されているため、必ずしも事業ごとの収益と損益の状況を客観的に示すものとなっていない。会計基準の中で内訳表の位置付けを明らかにすべきと思われる。
- ✓ 会計区分ごとの資産管理は煩雑である。
- ✓ 法人会計の財源を公益目的事業会計から充てられるよう、柔軟な制度にして頂きたい。寄付金募集にあたり、予め法人会計の割合を示すのは困難。

### ○収支相償関係

- ✓ 事業収入で運営をしている法人は、収支相償を厳格に適用した場合、将来事業運営が立ち行かなくなってしまうという危機感がある。(同旨 2 件)
- ✓ 年度によっては偶発的事象により収益が超過し、収支相償を満たせない場合がある。収支相償を数年間の実績で判定するなど、判定方法を柔軟化できないか。(同旨 1 件)
- ✓ 会計の目的は適正な期間損益計算にあるが、「収支相償」は会計処理に恣意性を介入させる温床となる可能性があるため、廃止すべき。

○公益目的事業比率関係

- ✓ 費用の配賦方法を簡素化してほしい。(同旨5件)
- ✓ 平成20年基準においては、事業費に「従来の管理費の一部」が加算されることになっている。議員会・理事会等の直接費用を除いた管理費を合理的な基準に基づき按分し、公益目的事業・収益事業に関する部分を事業費として計上することになるが、会計本来のディスクロージャーの観点からは法人の損益がわかりにくくなった。
- ✓ 配賦について、具体的かつ明確な基準を示してほしい。

Ⅲ. 公益法人に特有な会計上の論点(Ⅱ.以外)についてのご意見(71件)

○有価証券の評価方法等関連

- ✓ 売買目的以外で時価評価している有価証券について「全部純資産直入法」や、取得価額のまま時価情報の注記という方法を認めてほしい。(同旨4件)
- ✓ 売却損益、償還損益の取り扱いにつき、評価損益等とは区分して表示するよう検討してほしい。(同旨1件)
- ✓ 20年会計基準に従って評価損益等にて当期経常増減額の調整を行っているが、外貨の換算差額等、会計基準上評価損益等に含まれるものとそうでないものの区分のベースにある基本的な考え方がよく理解できず、結果算出される評価前当期経常増減額についても説明等に苦慮している。公益認定の財務基準判定の基礎となるものなので、詳細な解説がほしい。

○事業費・管理費科目関連

- ✓ 管理費の取扱要領について、科目ごとの具体的な取扱要領の例示を示してほしい。(同旨1件)
- ✓ 勘定科目名が公益法人独自である。企業会計基準の一般的な勘定科目名と揃えた方がわかりやすいのではないか。(同旨1件)
- ✓ 勘定科目について、従来の事業形態科目に近い形(例:総会費、理事会費)にできないか。(同旨1件)
- ✓ 経常外増減の部の科目の利用内容の解説がほしい。
- ✓ 事業費と管理費の区別が曖昧であり、管理費総額の表示が困難。

○指定正味財産から一般正味財産への振替

- ✓ 指定正味財産の一般正味財産に振り替える際の勘定科目名にばらつきがある。統一性が必要ではないか。

- ✓ 指定正味財産から一般正味財産への振替という考えが分かりにくい。(振替処理をやめて、一般正味財産、指定正味財産内で完結できるような記帳にかえられないでしょうか。)

#### ○財務諸表上の様式・勘定科目

- ✓ 財産目録の情報開示はどの程度必要か、記載内容を再検討してほしい。(同旨2件)
- ✓ 公益目的事業以外の事業を収益事業等と表示した場合、本来の収益事業と紛らわしいため混乱がある。収益事業等ではなく新しい表示文言を検討してほしい。
- ✓ 貸借対照表において正味財産の基本財産及び特定資産への充当額を()書きで表記しているが、別途、財務諸表に対する注記においてもその内訳を詳細に記載しており、重複しているため、貸借対照表における当該表記を廃止すべき。
- ✓ 一般財団法人は財務諸表の名称、科目等について企業会計と同じにすべき。
- ✓ 注記が分かり難い。
- ✓ 「財務諸表に対する注記」の「基本財産および特定資産の増減額ならびにその残高」について雛型が示されているが、その雛型の「当期増加額」や「当期減少額」欄には合計額を記載する扱いとなっており、内訳がわからない。情報開示の観点からは内訳を作成すべきではないか。

#### ○正味財産増減計算書及び正味財産増減計算書内訳表関係

- ✓ 資金ベースの資料のほうが分かりやすいと思います。(同旨11件)
- ✓ 理事会、総会時に20年会計基準で書類を示しても分かり難いとのこと指摘を受けて、16年会計基準から20年会計基準への移行3年程度、説明資料を別個に作成して説明をしていた。個々の事業が支出で終わるように考えてほしい。(同旨7件)
- ✓ 法人全体の各科目の合計が一覧できないため、正味財産増減内訳書で事業費と管理費を段違いにするのではなく、並列で表示する形式にして頂きたい。(同旨4件)
- ✓ 正味財産増減計算書と正味財産増減計算書内訳表は科目が同一であるので、重複感が強い。評議員会等において公益認定基準との関連で説明をする必要があるが、その説明には内訳表が至便である。「内訳表に計算書の内容をすべて具備させるため、計算書だけの項目である前年度実績とその増減を内訳表に追加記載した場合は計算書は作らなくてよい」



こととしたらよい。(同旨 4 件)

- ✓ 予算書の名称について、「収支予算書」だと以前の資金収支予算書と誤解されやすいので、「損益予算書」或いは「正味財産増減予算書」のような名称に変更してほしい。(同旨 3 件)
- ✓ 財務諸表の様式に、税金（法人税住民税および事業税）の記載箇所が明示されていない。(同旨 2 件)
- ✓ 正味財産増減計算書で期首・期末の正味財産残高は不要ではないか。(同旨 1 件)
- ✓ 貸借対照表内訳表を作成しない場合、正味財産増減計算書内訳表の正味財産残高については記載できないのではないか。(同旨 1 件)
- ✓ 法人会計の区分は不要。管理費は各事業区分に表示すべき。
- ✓ 正味財産増減計算内訳書は、表は大きいと内容が空虚なため不評であり、また会員より見づらいという意見が多い。
- ✓ 正味財産増減計算書における資金収支の情報の注記で資金に関する情報を補足できないか。
- ✓ 予算準拠が義務でなくなったのなら、収支予算書も義務化はやめてほしい。

#### IV. 定期報告書類等と会計の関係 (5 件)

- ✓ 決算書類を定期提出書類に代替できないか。(同旨 2 件)
- ✓ 事業報告等に係る提出書類の軽減、または社員総会に用いている資料で、報告事項を補完できると事務の簡素化につながる。(同旨 1 件)

## 検討課題一覧（案）

平成 25 年 9 月 19 日

検討課題につき、I～IVにグルーピングした一覧である。検討の順位づけをしたものではない。

## I. 会計基準の枠組み

## ○小規模法人の負担軽減策

- ・小規模法人の定義（㊤・㊥・㊦・㊧）
- ・適用除外・簡略化の内容及び方法（㊤・㊥・㊦・㊧）
- ・会計基準・運用指針で対応するのか、小規模法人向けの会計基準を策定するのか（㊤・㊥・㊦・㊧）

## ○会計基準の設定主体の在り方（㊤・㊥）

## ○制度と会計基準の分離可能性（㊤）

## ○公益法人会計基準の適用の在り方

- ・法人類型ごとの適用する会計基準の明確化（㊧）
- ・適用する会計基準の統一可能性（㊥）
- ・基準に規定が無い場合の対応（公益法人の目的・特性を踏まえて）（㊥）

## II. 財務三基準の解釈・適用

- ・法人会計の区分（必要性）（㊤・㊧）
- ・収支相償（剰余金の使途の考え方、指定正味財産からの振替）（㊤・㊥・㊦）
- ・公益目的事業比率（事業費の配賦の考え方）（㊤・㊧）
- ・遊休財産規制（6号財産と指定正味財産の定義）（㊤・㊥・㊦）

## III. 公益法人に特有な会計上の論点（財務三基準以外）

## ○個別項目の考え方

- ・有価証券の評価方法等の考え方、表示方法（㊥・㊧）
- ・事業費・管理費科目の考え方と表示（㊤・㊥・㊧）
- ・指定正味財産から一般正味財産への振替の考え方（㊤・㊥・㊧）
- ・他会計振替の考え方（㊤・㊥・㊧）
- ・平成 20 年基準で適用可否が明示されていない企業会計基準、又は平成 20 年基準と一部会計上の取扱いが異なる企業会計基準への対応（㊥）

- ・個別の企業会計基準が改正された場合の平成20年基準における対応の在り方 (㊦)

○財務諸表上の様式・勘定科目の改善 (㊧・㊨・㊩)

- ・正味財産増減計算書及び正味財産増減計算書内訳表（事業費と管理費、正味財産残高の表示）(㊨・㊩)
- ・貸借対照表内訳表の必要性 (㊧・㊩)
- ・財産目録の使用目的等欄の表示の必要性 (㊩)
- ・正味財産増減計算書における資金収支の情報の注記 (㊧・㊩)

IV. 定期報告書類等と会計の関係

- ・別表Hと財務諸表の関係 (㊧・㊨・㊩)
- ・控除対象財産と財務諸表の関係 (㊧・㊨)
- ・移行法人の実施事業資産と財務諸表の関係 (㊧・㊨)

※検討課題提出元

㊧：公益財団法人公益法人協会

㊨：日本公認会計士協会

㊩：委員

㊩：アンケート結果

平成 25 年 9 月 6 日

内閣府

公益認定等委員会

委員長 山下 徹殿

公益財団法人 公益法人協会  
理事長 太田 達男貴委員会設置の「公益法人の会計に関する研究会」で  
ご検討いただきたい諸課題について

貴委員会事務局より、表題研究会で検討する課題について弊協会の意見があれば具体的に申し出られたいとの依頼があったので、下記にその事項を纏め提出します。なお、これらの諸課題については、弊協会内に設置されている「会計委員会」においても今後検討する予定であることを申し添えます。

記

## 1 法令との関係

以下の2に提案する検討課題のいくつかについては、より根本的には法律（公益認定法）の改正が必要と弊協会が判断している課題が含まれていますが、これらについては、すでに平成24年7月5日に貴委員会初め関係方面に要望書を提出しているところであり（別紙添付の要望書ご参照）。

しかし、当研究会ではその性格上、現行の法律を前提としてその枠組みの中で諸課題をご検討されることと理解しておりますので、今回提出する検討課題も現行の法律の枠組みの中での見直しをお願いするものであります。ただし、会計に関連する公益認定法の規則（内閣府令）については、必要に応じて改正も視野に入れ、ご検討いただくようお願いいたします。

## 2 検討していただきたい課題

### 1) 法人会計の区分について

（問題意識）

法人会計という会計区分は公益認定法第15条三号の「当該公益法人の運営に必要な経常的経費の額」を会計するために設けられ、その概念はさらに収支相償の費用概念、遊休財産の保有制限の上限となる前事業年度の公益目的事業費

にも用いられる。

また、移行一般法人においても公益目的支出計画の実施に伴い法人会計の区分が平成20年会計基準において採用されている。

この法人会計の概念が一般には理解しがたく、何を法人会計の費用とするのか、どのように配賦するのか公益法人実務家の悩みの種となっている事実がある。また根底には「公益目的事業のみを行っている法人の経常的経費はすべて公益目的のためのものである」という意識が強いことも事実である。

(検討課題)

(1) 法人会計を撤廃し、事業会計(公益目的事業及び収益事業等会計)のみとした場合、どのような方法により、公益認定法の規定する「運営に必要な経常的経費」を事業会計から抽出することができるか。また、抽出した「運営に必要な経常的経費」を附属明細書等で表示したほうが良いのかあるいは、遵守基準の実績として定期提出書類で説明することでよいか。

(2) 移行一般法人においては、実施事業会計とその他会計に区分するだけで十分ではないかと考えられるが、そもそも何故平成20年会計基準において、法人会計を区分しているのか、その必要性を再検討していただきたい。

## 2) 一般正味財産と指定正味財産について

(問題意識)

寄附者の意思に基づき用途の拘束性がある財産は、これを指定正味財産とし、その他の財産は一般正味財産と仕訳することとなっている。

ところが、移行申請又は定期提出書類において、必ずしも法人側の理解と異なる指導が行われ混乱を生ずる場合が少なからずある。指定の定義、収益の帰属についての見解の相違が主因と考えられる。

(検討課題)

(1) 会計的に正しい仕訳について明瞭に整理していただきたい。

(2) また、拘束性資産に生ずる費用について、明示的に非拘束性資金が負担することを約している場合以外の場合でも、非拘束性資産が負担すべき費用とすることが果たして妥当かについても検討をお願いしたい。

(3) 並列仕訳(表示)方式について

さらに、公認会計士協会が示唆する並列仕訳(表示)方式は考えられないか。その場合のメリット、デメリットは何か。

## 3) 損益ベースと収支ベースの調和について

(問題意識)

現在の正味財産増減計算書は、発生主義による損益を認識して作成することとなっている。

収益・費用の認識は、資金収支によるのではなく、損益によるという一般的な流れは十分理解できるところであるが、長年資金収支により法人の計算書類を見てきた者の中には、理事会等では資金収支ベースの計算書類で説明し、行政庁には損益計算ベースのものを提出するという手続きを取るところもある。

また、公益法人のような非営利法人の経営者にあつては、期間損益もさることながら、資金繰りにも重大な関心があることも事実である。

(検討課題)

正味財産増減計算書は現行会計基準どおり損益計算ベースで作成するが、前期繰越収支差額、借入金、投資などの資金の出入りを把握できる「欄」を正味財産増減計算書の適切な場所に設けることは可能かどうか。またそれ以外の方法はありうるかどうか。

#### 4) 財産区分の整理と貸借対照表の内訳表

(問題意識)

現在の会計基準では、貸借対照表の固定資産として「基本財産」「特定資産」「その他固定資産」とに分け、一方、法令上の金融資産に係る遊休財産控除対象財産は「基本財産」または「特定資産」として仕訳することとなっている。また、前記のように寄附者の用途拘束意思の有無による指定正味財産・一般正味財産という概念がある。

さらに、貸借対照表の内訳表を作成する法人にあつては公益目的事業、収益事業、法人会計の3区分による資産・負債の内訳表示が求められている。

また、会計区分間の財産・資金の異動については、勘定科目として「他会計振替」を用いる。

以上のように、現在の公益法人会計は多様な会計上の資産区分と会計区分から構成されており、実務家にとってもまた、これを見る一般市民にとっても理解が難しいものとなっている。

(検討課題)

1 そもそも、収益事業利益の50%超を公益目的事業に繰入れる公益法人及び移行一般法人のうち実施事業資産を貸借対照表の注記によることとしている法人以外の移行一般法人は、貸借対照表の会計区分別の内訳表作成を要請されているが、このような内訳表は会計的に必要なものかどうかを検討していただきたい。

2 1以外にも、上記の絡み合った財産区分、会計区分をより簡便かつ合理的に整理できるか検討していただきたい。

## 5) 法令上の遵守条件と会計上の関係整理

(問題意識)

20年会計基準は法令上の財務に関する遵守条件(収支相償、公益目的事業比率、遊休財産規制)等を念頭に置き、これらを元に計算書類が作成できるよう配慮して作られたため、会計上は必ずしも必要でない仕訳をするなど、これも一因となって一般に理解が容易でない会計基準となっていると考えられる。

換言すると、専門職である一般の会計士でも理解が十分でないとも言われる「難しさ」は、遵守基準の解釈が難しいのであって、会計基準そのものに起因するものではないとも考えられる。

(検討課題)

公益法人等に適用する会計基準は、純粹に非営利法人にあるべき会計の基準を追求し、法令上の遵守基準等の結果は、別途の方法により計算することは考えられないか。

## 6) 定期提出書類

(問題意識)

事業年度末に係る定期提出書類中、財務に係る書類特にH表については一般に理解が困難な部分があり、法人にとって一つの事務負担となっているばかりでなく、誤った記載なども発生し混乱を招いている。

(検討課題)

H表について、会計的な側面からの整理をすると共に、法令上(認定法規則第26条、同第47条、同第48条)の規定に則して明確に記載できるよう様式を再検討していただきたい。

## 7) 会計基準設定主体のあり方

(問題意識)

平成16年会計基準までは、「法人の業務は主務官庁の監督に属す」(旧民法第67条)とされていた監督の一環として旧主務官庁が会計基準を策定し、これの採用を法人に強く要請していた。しかし、新制度で依然として行政庁が公益法人、移行一般法人の会計基準を策定し、これによるべきことを要請することは新制度の趣旨にそぐわない。平成20年会計基準は制度切り替えの時期であったこともあり、内閣府が策定したことも一面やむをえなかったとも考えられるが、今後とも行政庁が策定・維持していくことには違和感を感じる。

(検討課題)

今後の法的条件、国際基準の変更などの公益法人を巡る環境変化に即応したメンテナンス責任の所在をどう考えるか、内閣府に変わる民の設定主体をどう

考えるか検討いただきたい。

以上



平成 25 年 9 月 6 日

内閣府  
公益認定等委員会  
委員長 山下 徹殿

公益財団法人 公益法人協会  
理事長 太田 達男

### 日本公認会計士協会の要望事項について

日本公認会計士協会より貴委員会宛に平成 25 年 7 月 12 日付で提出された要望(以下要望書)につき、当協会の意見を述べられたいとの貴委員会事務局からの依頼があったので、下記にその意見を述べます。なお、要望書記載の諸問題の内、とくに公益法人・移行一般法人に特有の点については、弊協会内に設置されている「会計委員会」においても検討する予定であり、本書における意見は、現時点における小職の個人的な意見であることをお断りします。

#### 記

#### 1 要望書について

##### 1) 「現状の課題」に関する認識

「(前略)公益法人の活動目的や組織特性を踏まえると、必ずしも企業会計基準をそのまま取り入れることが望ましいとは言えないとの声もあり、(中略)企業と同じ考え方でよいのか等の疑問が現場から寄せられております。(中略)さらに、平成 20 年基準は、公益認定制度に対応した会計基準であることを背景として制度的な要請が会計基準に反映されております。(中略)会計理論では判断することができない部分もあり、制度趣旨に照らして明らかにされる必要があります)」との趣旨については賛同する。

つまり、平成 20 年基準は法令上の遵守基準が相当部分取り込まれているため、法令上の複雑な制度と会計が渾然一体となり、公益法人実務家にとってきわめて理解困難となっている現状を、日本公認会計士協会が指摘しているものと理解でき、そうであれば、問題意識を共有するものである。

##### 2) 「今回の要望」について

「(前略)そこで、公益法人会計基準の適用状況につき実態調査の上、公益法人の会計実務に過度な負担とならないのであれば、比較可能性が担保され、情報利用者の利便性に資するよう、適用する会計基準を統一していくことが望ましいと考えます」との要望については慎重に対応すべきと考える。

弊協会では「公益法人・移行一般法人(以下公益法人等)」は、「一般に公正妥当と認められる公益法人の会計基準その他の公益法人の会計の慣行によること

は求められるが、これは特定の会計基準の適用を義務付けるものではない」(FAQ)との現行法令(の解釈)を変更する必要性はないと考える。

もとより公益法人等における比較可能性を持つ透明性確保については異論のないところであるが、一般市民が計算書類によりすべてを比較判断することは難しく、法令上の遵守基準の履行状況については、むしろ別に公開すべき情報を定め、これによることのほうが効率的であり、情報利用者の便にも供しうるものではないかと思料する。

また、統一化する場合には大規模法人を念頭においた会計基準となることが想定され、圧倒的に多い小規模法人にとっては過度の事務負担を生じさせることを懸念する。

## 2 要望別紙について

日本公認会計士協会の前掲要望書の別紙として、提出されている「要望別紙」について以下の意見を述べる。

### 1) 企業会計基準との関係

ここでは、企業会計基準に適用されている(あるいは適用が検討されている)「税効果会計」、「資産除去債務会計」等いくつかの会計基準が示され、これらの公益法人等会計への適用可否を検討するとしている。

これらの多くは、国際的にも通用する純会計理論に基づくものであり、圧倒的に多数を占める小規模公益法人等に適用する必要性が本当にあるのかどうか慎重に検討されるべきである。

投資家や債権者など多数のステークホルダーの存在が前提となっている大企業の先進的会計手法を、公益法人等に持ち込む場合には一定の柔軟な緩和措置を考慮するべきと考える。

### 2) 公益法人に特有な会計上の論点

<例>として掲げられている事項について、実務的な観点からの考え方を以下に述べる。

#### ① 税効果会計

税効果会計は、会計上の損益認識と税法上の損益認識を合理的に調整させる純会計理論上の手法と理解するが、いわゆる「みなし寄附」にかかわる実効税率に影響するなど法人税計算に差異を生ずるのであれば、公益法人等にも統一的な基準の可否を検討する必要があると思うが、収益事業を行わない小規模法人まで適用を強制する必要性に乏しいと考える。

#### ② 法人税や消費税についてのP/Lの表示方法

統一的な考え方を整理していただくことには異論はない

#### ③ B/S内訳表の資産・負債・正味財産の各会計区分への按分計上

そもそも、B/Sの内訳表が収益事業利益の50%超を繰入れる公益法人や移行一

般法人に要請する根拠は何かも含め検討し、それが不可欠というのであれば簡便な按分方法も検討していただきたい。

④ P/L 内訳表における一般・指定正味財産残高の表示

弊協会では表示する必要はないと判断し、各会計の内訳は表示していない。

⑤ 事実の変更に伴う B/S 会計区分の変更が生じた場合の会計処理

③の貸借対照表の内訳表示の必要性和連動する問題であると考えている。

⑥ 指定正味財産の指定解除の考え方

寄附金が建物建設に係わる借入金返済の原資として寄附されたものとするれば、当該借入金返済時に解除が行われると常識的には考えられるが。

⑦ 正味財産の金額と内書きである基本財産・特定資産への充当額との関係

正味財産が内書きより少なくなることはありえないのではないかと思う。少なくなる現象はすでに、基本財産・特定資産が減少しているのであって、これを名目的に維持した金額を貸借対照表で表示すること自体果たして妥当かどうか検討していただきたい。

⑧ B/S 借り方と貸し方との関係整理

固定資産の区分と負債、一般・指定正味財産の関係は、会計実務を行う上で確かに混乱を生ずる原因の一つとなっている。認定法との関係もさることながら、純会計的見地から整合性の取れたものとして整理することを検討していただきたい。

⑨ 事業費の表示科目

「形態別の勘定科目」及び「事業別の勘定科目」の意味が必ずしも審らかではないが、「形態別(給与・手当、旅費交通費等)の勘定科目」表示では各事業ごとの費用合計が正味財産増減計算書上明らかでないため、「事業別(セミナー事業、出版事業等)の勘定科目」合計を表示する方法に改めることを含意しているとするれば、その必要性は乏しいと考える。事業別収支は、管理会計として法人が自主的に管理すれば良いのではないか。

### 3 認定等制度と会計との関係

① 別表 H と財務諸表との関係の明確化

公益目的取得財産残額を計算するための別表 H は、実務家泣かせの複雑な表であると考えている。会計的な整理も必要であるが法令上(認定法規則第 26 条、同第 47 条、同第 48 条)の規定に則して明確に記載できるよう様式を再検討する必要があると考えているところである。

② 控除対象財産と財務諸表との関係の明確化

関係性を貸借対照表で示す必要があるのか、注記または付属明細書で示すことで足りうるか慎重に検討いただきたい。

③ 移行法人における実施事業資産と財務諸表との関係明確化

そもそも、移行一般法人において貸借対照表上実施事業資産とその他資産を内訳表示する必要性はあるのかを含め慎重に検討いただきたい。

④ 借入金による設備投資を行った場合の収支相償

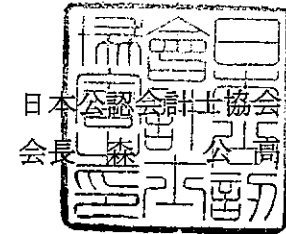
借入金返済に充当するための利益を、収支相償上の剰余金から除外すべきかどうかという法令運用の問題であり、会計上の問題ではないと考える。

以上



非営利 25 第 5 号  
平成 25 年 7 月 12 日

内閣府公益認定等委員会  
委員長 山下 徹 殿



## 公益法人会計検討のための体制の整備について（要望）

「公益法人会計基準」（平成 20 年 12 月 1 日公表、平成 21 年 10 月 16 日改正 内閣府公益認定等委員会。以下「平成 20 年基準」という。）に関する課題について検討するための仕組み（体制）の整備を要望いたします。

### 1. 現状の課題

平成 20 年基準は、大小様々な規模、様々な事業を行う公益法人（公益社団・財団法人、移行法人、申請法人及び一般社団・財団法人。以下同じ。）が適用する一般的、標準的な基準であり、基準に規定がない会計事象が生じた場合には、明確な根拠がないものの、国際的な動向、国内の経済事象を反映している企業会計基準が参考にされているところです。

しかしながら、公益法人の活動目的や組織特性を踏まえると、必ずしも企業会計基準をそのまま取り入れることが望ましいとは言えないとの声もあり、資産除去債務に関する会計基準等の昨今の新しい会計基準の適用可否や、もし適用するとした場合に企業と同じ考え方で良いのか等の疑問が現場から寄せられており、実務上混乱が生じております。

さらに、平成 20 年基準は、公益認定制度に対応した会計基準であることを背景として、制度的な要請が会計基準に反映されております。例えば、指定正味財産と一般正味財産の区分、会計区分間の資金移動、貸借対照表内訳表の作成要否など、会計理論では判断することができない部分もあり、制度趣旨に照らして明らかにされる必要があります。

### 2. 今回の要望

そのような状況の中、現行実務上の課題や環境変化に伴う新たな会計事象に対応できる仕組み（体制）が必要であり、個別の会計論点を検討していくための場を設け、関係者間で継続的に協議を行っていくことが望ましいと考えます。それに当たって、当協会としてもできる限り協力して参りたいと思っております。

なお、現状、平成 20 年基準のほか、「公益法人会計基準」（平成 16 年 10 月 14 日 公

益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議申合せ。以下「平成16年基準」という。)等を適用することも許容されており、平成20年基準が仮に改正された場合には、平成16年基準との違いが大きくなり、適用する会計基準が異なる法人間の比較が困難になる可能性があります。民間の公益活動を活性化し、法人の信頼性を高めるためには、寄付者等に対して財務情報を開示することが重要であり、各法人の活動状況を比較・実態把握するための有用な情報が提供されることにより、公益活動の促進につながると考えられます。

そこで、公益法人会計基準の適用状況につき実態調査の上、公益法人の会計実務に過度な負担とならないのであれば、比較可能性が担保され、情報利用者の利便性に資するよう、適用する会計基準を統一していくことが望ましいと考えます。

### 3. 当協会の取組と協力をお願い

以上のおり要望させていただきましたが、当協会では、公益法人会計だけの課題ではなく、非営利組織会計全体の課題として認識しております。「1. 現状の課題」で述べさせていただいた課題は、実務の混乱に対処すべく早急に検討する必要がある課題ではありますが、将来的には、非営利組織の活動目的、組織特性を踏まえた会計の基礎概念となるフレームワークが設定され、各非営利組織の会計基準設定主体が当該フレームワークを基礎として会計を整備していく仕組みの下、検討・対応されることが望ましいと考えます。

当協会では、非営利組織の会計の基本概念となるフレームワークを積極的に検討していきたいと考えており、本取組に対し、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

以 上

## 要 望 別 紙

### 1. 企業会計基準との関係

#### (1) 平成20年基準で適用可否が明示されていない企業会計基準、又は平成20年基準と一部会計上の取扱いが異なる企業会計基準

<例>

##### ① 「固定資産の減損に係る会計基準」(平成14年8月9日 企業会計審議会)

… 平成16年基準公表後、JICPA において「固定資産の減損に係る会計基準」とは異なる内容(減損の兆候の有無に関係なく、いわゆる強制評価減である旨)の実務指針(非営利法人委員会報告第31号)を公表しているが、平成20年基準においてもそのような解釈でよいか。

##### ② 「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 改正平成20年9月26日)

… 平成20年基準では時価評価とされているが、それは、この基準で定められる「収益性の低下」の考え方と整合するものなのか。棚卸資産を有し、その金額に重要性がある法人も少なくない。

##### ③ 「工事契約に関する会計基準」(企業会計基準第15号 平成19年12月27日)

… 工事契約に該当する取引を行う場合の工事進行基準採用の可否。

##### ④ 「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)

… 資産除去債務を負っており、その金額に重要性がある法人も少なくない。

##### ⑤ 「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第20号 平成20年11月28日)

… 賃貸等不動産を保有し、その金額に重要性がある法人も少なくない。

##### ⑥ 「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)

… 会計方針の変更、表示方法の変更、見積りの変更、過去の誤謬については、すべての法人に発生し得るものである。

(2) 個別の企業会計基準が改正された場合の平成20年基準における対応等

<例>

① 「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成10年6月16日 企業会計審議会 改正平成24年5月17日 企業会計基準委員会)

… 平成16年基準公表後、JICPA において当時の「退職給付に関する会計基準」に準じる内容の実務指針(非営利法人委員会報告第28号、第29号)を公表しているが、平成20年基準においても改正後の「退職給付に関する会計基準」に準じるという解釈でよいか。

② 「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 平成11年1月22日 企業会計審議会 最終改正平成20年3月10日 企業会計基準委員会)

… 平成16年基準公表後、JICPA において当時の「金融商品に関する会計基準」に準じる内容の実務指針(非営利法人委員会報告第28号、同第32号)を公表しているが、平成20年基準においても改正後の「金融商品に関する会計基準」に準じるという解釈でよいか。

③ 「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号 平成5年6月17日 企業会計審議会第一部会 改正平成19年3月30日 企業会計基準委員会)

… 平成16年基準公表後、JICPA において当時の「リース取引に関する会計基準」に準じる内容の実務指針(非営利法人委員会報告第29号)を公表しているが、平成20年基準においても改正後の「リース取引に関する会計基準」に準じるという解釈でよいか。



## 2. 公益法人に特有な会計上(表示を含む)の論点

<例>

### ① 「税効果会計に係る会計基準」(平成10年10月30日 企業会計審議会)

… 平成16年基準公表後、JICPA において「税効果会計に係る会計基準」に準じる内容の実務指針(非営利法人委員会報告第29号)を公表しているが、平成20年基準においても「税効果会計に係る会計基準」に準じるという解釈でよいか。

新公益法人制度制定に伴い、税制も改正されている。公益社団・財団法人において、みなし寄附を考慮する場合に適用する実効税率の考え方、注記の方法については、ある程度の指針等を設ける必要があると考える。

### ② 法人税や消費税についてのPLの表示方法

- ・ 内訳表における各会計区分への按分計上(BSを含む)
- ・ 非営利型の一般社団・財団法人における税額控除の適用が受けられない受取利子・配当等に係る源泉税の表示

### ③ BS内訳表を作成する場合の資産・負債・正味財産の各会計区分への按分計上

- ・ 原則的には、固定資産を使用割合等に応じて各会計区分に可能な限り按分計上せよということであろうが、どこまで厳密に行う必要があるか。(実務上は最も苦勞する部分である。)
- ・ なお、BS内訳表で固定資産を按分計上せず一つの会計区分に計上し、減価償却費を各会計区分に按分計上する場合には、各会計区分間での貸借勘定や他会計振替などを使用せざるを得ない。この場合、認定等の制度への抵触について検討する必要がある。
- ・ なお、BS内訳表の情報価値から検討する必要があると思われる。

### ④ BS内訳表を作成しない場合のPL内訳表における一般・指定正味財産期首残高の表示

… 記載しなくてよいか。

### ⑤ 事実の変更に伴うBS会計区分の変更が生じた場合の会計処理

… 建物の使用面積の実態が変わったような場合、各会計区分間での貸借勘定や他会計振替などの勘定科目を使用するのか、あるいは他の考え方があるのか。

### ⑥ 指定正味財産の指定解除の考え方

… 例えば、建物建設の財源を借入金で賄い、その返済を会員からの事後的な寄附によるような場合、当該寄附金は指定正味財産となるが、その解除は借入金返

済時か、建設した建物の減価償却時か、2つのタイミングが考えられる。指定とその解除の考え方について検討の余地がある。

⑦ 正味財産の金額と内書きである基本財産・特定資産への充当額との関係

… 正味財産が、内書きより少額になることはあり得るのか。

⑧ BS借方と貸方との関係の整理

… 平成16年基準公表後、JICPA において固定資産の区分(基本財産・特定資産・その他固定資産)と負債、一般正味財産・指定正味財産との関係を整理した内容の実務指針(非営利法人委員会報告第29号)を公表しているが、認定法との関係において改めて整理する必要はないか。

⑨ 事業費の表示科目

… 平成20年基準の運用指針では形態別の勘定科目が要請されているが、事業別の勘定科目の表示の可否。

### 3. 認定等制度と会計との関係

<例>

① 別表Hと財務諸表との関係の明確化

… PL内訳表との具体的な関係(勘定科目)を示す必要があると考える。

② 控除対象財産(1～6号)と財務諸表との関係の明確化

… BS内訳表との具体的な関係(勘定科目)を示す必要があると考える。

③ 移行法人における実施事業資産と財務諸表との関係の明確化

… BS内訳表との具体的な関係(勘定科目)を示す必要があると考える。

④ 借入金による設備投資を行った場合の収支相償

… 借入金により設備投資を行い、借入金の返済期限が減価償却期間より短い場合に、収支相償に影響する場合があると考えられる。

以上